

参考資料

・基本構想	108
・豊見城市基本構想の策定に関する条例	116
・豊見城市総合計画等審議会規則	117
・豊見城市総合計画策定委員会設置規程	118
・第5次豊見城市総合計画後期基本計画及び（仮称）豊見城市デジタル田園都市構想 総合戦略策定 基本方針	119
・本市をとりまく環境変化と本市の特性	121
・第3期豊見城市地方創生総合戦略【概要】	124
・後期基本計画（総合戦略）策定機構図	125
・後期基本計画（総合戦略）策定の経緯	126
・総合計画等審議会への諮問文	127
・総合計画等審議会からの答申文	128
・豊見城市総合計画等審議会委員名簿	129
・SDGs と後期基本計画（総合戦略）との対応	130



基本構想

基本構想は、市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定めるもので、基本理念、まちづくりのテーマ（将来像）、目標人口、政策展開の基軸、まちづくりのテーマ（将来像）の実現に向けた政策の大綱及び都市形成の方向性（土地利用の方針）から構成します。

基本構想期間は、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

1. 基本理念

基本理念は、まちづくりの普遍的な理念として、「象徴的フレーズ」と「市民憲章」で構成しています。

（1）象徴的フレーズ

「響（とよ）むまち・豊見城」

「豊見城（とみぐすく）」の地名は、後の山南（南山）王 汪応祖（おうおうそ・わんおうそ）が漫湖を眺望する丘陵上に築城したグスクを「とよみ城（ぐすく）」と称したことが由来です。「とよむ（鳴響む）」とは、おもろそうしに記載もある美称のひとつで、名声の高いさまを表しています。時代を経て「とみぐすく」となり現在に続いています。古琉球の時代には豊見城間切と呼ばれ、中山に対する山南の要衝地として重要な位置にあり、間切名の由来である「豊見城グスク」をはじめ、各所にグスクが築かれました。当初の豊見城間切の範囲は現在の市域のみならず、現在の那覇市、糸満市、八重瀬町の一部に跨る大きな領域を持っていました。それから様々な時代の変遷を経て、明治 41（1908）年の島嶼町村制施行により、豊見城、地覇、志茂田、座波名、喜久嶺、保栄茂、翁長、高良、高入端、良長、真嘉部の 11 字をもって、「豊見城村」が誕生しました。

本土復帰以降、肥沃な農地に恵まれた人口 10,000 人弱のおだやかな農村から、那覇市を中心とした都市圏域の拡大により市内各地で住宅団地の建設や宅地開発が進み市街化が進行した結果、急激に人口が増加することで都市として大きく発展し、平成 14 年（2002）年 4 月 1 日には、単独市制施行を果たしました。

このような中、長期的展望をもつ計画的・効率的な行政運営の指針として昭和 53（1978）年に最初の総合計画基本構想「緑ゆたかな都市・豊見城」（第 1 次）を策定して以来、「緑ゆたかな近代都市・豊見城」（第 2 次）、「みどり豊かな健康文化都市・豊見城」（第 3 次）、「ひと・そら・みどりがつなぐ響（とよ）むまち とみぐすく」（第 4 次）を将来像（まちづくりのテーマ）に定め、各種施策や事業を推進してきました。

また、全国的に人口減少及び高齢化時代へ突入しておりますが、本県及び本市においては人口が増加し、本市においては年少人口比率が市区の中で全国一、令和元（2019）年度の市民意識調査では市内に住み続けたい割合が約9割となっています。

本市においては引き続き市街化の拡大が見込まれ、人口増も予測されますが、一方では全国同様に高齢化の進展も見込まれており、そのような環境変化への対応が求められています。また、令和2（2020）年度における新型コロナウイルス感染症の社会生活及び経済に及ぼす影響は甚大であり、感染症の拡大防止と早期収束が求められていると同時に、近年の気候変動に伴う災害の激甚化への対応やデジタル技術によるイノベーションの動向も加味した持続可能な社会の構築の必要性が高まっています。

以上を踏まえ、
歴史に育まれた豊見城のアイデンティティ、新たな時代のまちを切り拓く気概、
そして郷土への愛着を響き合わせ
調和と限りない発展を築きあげる豊見城市を象徴する普遍的なフレーズを

「響（とよ）むまち・^{とみぐすく}豊見城」

と定めます。

（2）市民憲章

市民憲章は、まちづくりのための共通規範として定めたもので、本市においては平成15（2003）年3月31日に制定しています。

～ 豊見城市市民憲章 ～

私たちは、豊見城市民であることに自覚と誇りをもち、
平和で活力にみちたみどり豊かな健康文化都市をつくるため、
すすんでつぎのことを守ります。

- 一．私たちは、心身をきたえ、健康な明るいまちをつくりまします。
- 一．私たちは、きまりと時間を守り、住み良いまちをつくりまします。
- 一．私たちは、たがいに助け合う、あたたかいまちをつくりまします。
- 一．私たちは、働く喜びをもち、活気ある豊かなまちをつくりまします。
- 一．私たちは、教養を高め、夢と希望にみちたまちをつくりまします。

2. まちづくりのテーマ（将来像）

基本理念のまちづくりを推進するにあたり、基本構想期間である令和 12（2030）年度に目指すまちづくりのテーマ（将来像）として、以下を掲げます。

ウエルカム
「Welcome な思いで ハートがつながり みんなで彩るまち とみぐすく」

本市は県庁所在地的那覇市に隣接し、沖縄の玄関口である那覇空港からの距離も近いという立地特性を持っており、これまで第 1 次～第 4 次にかけての総合計画では、いずれも自然や農村を表す「みどり」と発展を表す「都市」が将来像に織り込まれ、みどりと都市の調和を大事にしながらまちづくりを進めてきました。

この中で、近年の開発による都市化の地域と旧来の農村地域とのバランスが良いと感じる市民が多く、結果として子ども・若者・大人・老人の人口構成バランスも良く、現状の豊見城市をちょうど良い、住みよいまちと感じる市民が多くなっています。

今後は、観光客や転入者等の市外から来られる人や、社会的に弱い立場にある人々も含め、あらゆる人を Welcome（ウエルカムんちゅ）の心で受け入れるとともに、市内において都市化が進む中でも人間関係の希薄化を防ぐような、ハート（心）がつながるまちづくりをめざします。

また、過去から引き継がれてきた自然と都市の調和を引き続き大事にしながら、自然と都市の彩りのある住みよいまちの現状を維持しつつも、ウィズコロナ、ポストコロナの新たな日常への対応など時代の変化に柔軟にしなやかに対応できるよう、デジタル化等の技術革新についても Welcome の心で積極的に取り入れ、多様な主体が彩る活力に満ちたまちづくりを進めていきます。

このようなことから本市のまちづくりのテーマ（将来像）を

ウエルカム
「Welcome な思いで ハートがつながり みんなで彩るまち とみぐすく」

と定め、その実現に向けて取り組むこととします。

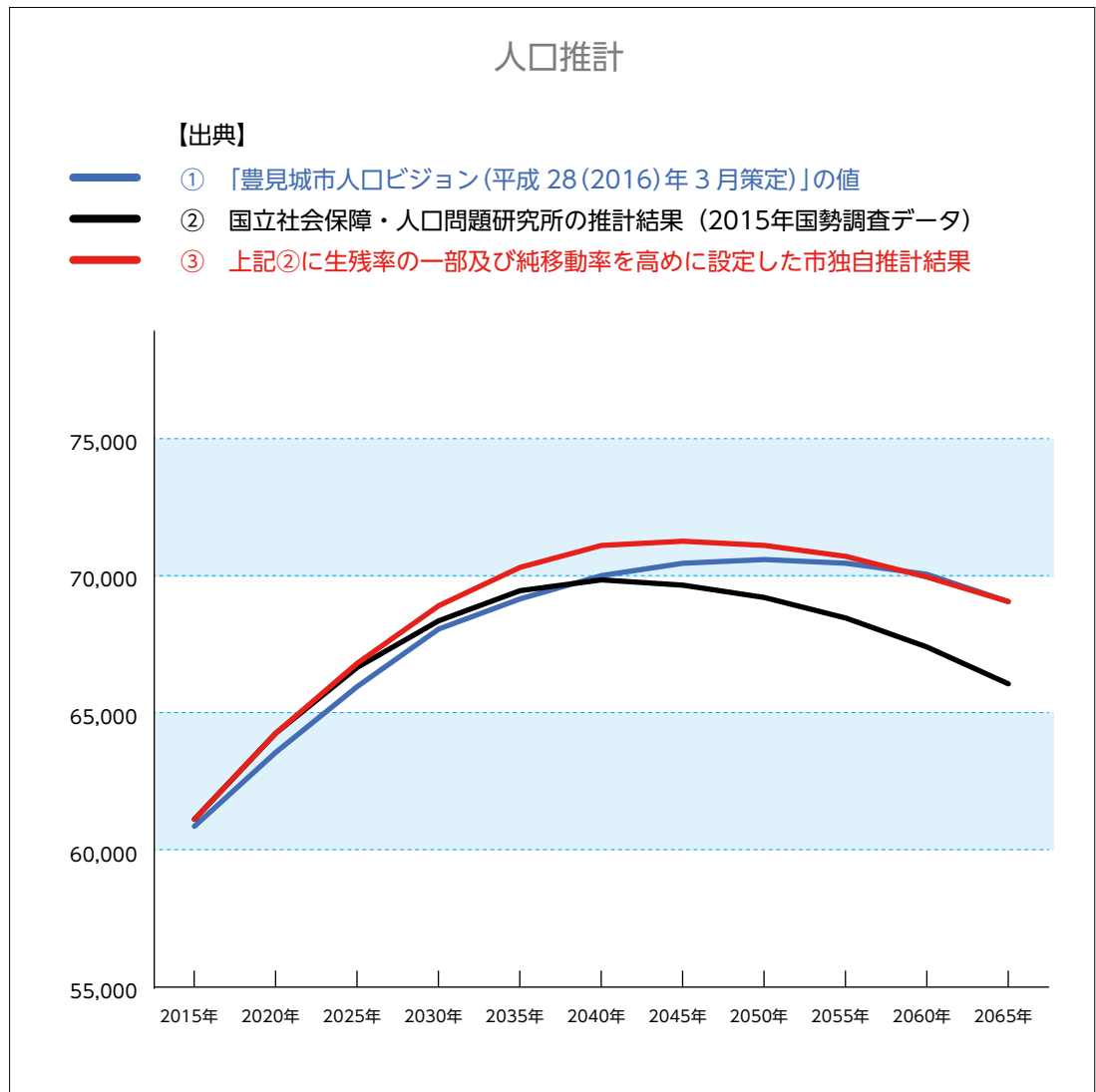
3. 目標人口

2015年国勢調査データに基づく人口推計（社人研推計準拠）としては、2040年に向けて人口増が続くものの、2045年以降は人口減が見込まれています。

この中では、子ども女性比率（≒出生率）は沖縄県全体の値よりも高く設定されているものの年少人口（0～14歳）は2025年をピークにして微減が見込まれており、生産年齢人口（15～64歳）においても2030年をピークにして微減が見込まれるのに対して、老年人口（65歳以上）については2055年のピークに向けて、5年毎に1,000～2,000人程度の増加が見込まれています。

また、地区別には豊見城、宜保、真玉橋、豊崎は2045年に向けて人口増の推計となっていますが、その他の大半の地区ではほぼ横ばいの推計となっています。

このような中長期的な見込みに対して、市街化の拡大等の住環境づくりや、企業立地の促進等を含めた雇用の確保等により転入促進を図るとともに、健康づくり等による健康長寿社会の実現を目指すことで、目標人口を引き続き70,000人と設定し、中長期的にこれを上回ることを目指すこととします。



4. 政策展開の基軸

基本理念を重視しながら、まちづくりのテーマ（将来像）及び目標人口の達成に向けた政策展開の基軸として、本市の特性及び今後の時代の潮流を踏まえて、以下の3つを掲げて取り組むこととします。

・子どもを産み育てやすいまち とみぐすく

“子どもが活きる街づくり”を目指す「子どもの街」宣言のもと、社会全体で子どもを守り育むまちづくりをおこないます。

・誰もが安心して暮らせるまち とみぐすく

令和12（2030）年までの国際社会共通の目標であるSDGs^{*}に着目し、豊見城市らしいSDGsの実現に向け「誰一人取り残さない、優しいまちづくり」をおこないます。

・地の利を活かして持続的に発展するまち とみぐすく

本市の立地特性である那覇空港・県都那覇市との隣接、市内那覇空港道路インターチェンジ、国道・県道からの交通利便の優位性を活かして、今後も持続的に発展するまちづくりをおこないます。

用語解説 ※

SDGs
(エスディーゼーズ)

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットで決められた、国際社会共通の目標のことです。

5. まちづくりのテーマ（将来像）の実現に向けた政策の大綱（政策分野別方向性）

まちづくりのテーマ（将来像）の実現にあたっては、市政全般での取り組みが必要であり、この取り組みに向けて、政策展開の基軸を踏まえ、以下の5分野を政策分野として設定し、今後のまちづくりを進めていくこととします。

（1）子どもが生きる夢と希望にみちたまち

親と子の成長支援・社会全体での子育て支援の充実を図るとともに、充実した教育及び学習環境での学びや歴史文化を通じた郷土愛の醸成により、誰もが夢と希望にみちたまちを目指します。

【主に関連するSDGs】



（2）健康で明るくたがいに助け合うあたたかいまち

すべての市民が生涯、健康でいきいきと充実した生活を送れるように、ライフステージに応じた健康意識を高め、健康寿命の延伸、早世の予防、親と子の健やかな暮らしの実現に努めます。

また、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に正しく継承するとともに、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援し、地域のつながり・支え合いを向上させることで、たがいが助け合い、誰もが自分らしく生きられるあたたかいまちを目指します。

【主に関連するSDGs】



(3) 活気ある豊かなまち

市の立地特性を活かした高付加価値型産業の市内立地・集積を進めながら、農林水産業・商工業・観光業等の各産業分野においてはブランド化・六次産業化・デジタル化等の時代の変化に対応した価値創造に取り組むとともに、多様な働き方が可能となる雇用環境を整えることで、活気に溢れた豊かなまちを目指します。

【主に関連する SDGs】



(4) 環境に優しい住みよいまち

身近な生活及び自然環境の保全やごみの資源化・減量化等による循環型社会の構築を図り、豊見城市らしい低炭素社会の実現による環境に優しいまちを目指します。

また、次世代にもみどりを引き継ぎながらも住みよいまちとするため、「まちの顔」等の市街地整備を進めながら計画的な土地利用を推進するとともに、市民生活を支える道路・公共交通・公園・緑地・上下水道等の都市基盤の整備を推進します。

【主に関連する SDGs】



(5) 安全安心な協働のまち

行政における限られた財源・人員等の効果的・効率的な活用を図りながら、市民への適切な情報発信に基づく市政への市民参画を進めるとともに、防災・防犯・交通安全等を始めとした地域の課題解決に向けて自治会、市民活動団体、非営利組織、ボランティア団体、企業等の多様な主体と協働で取り組む、安全安心のまちを目指します。

【主に関連する SDGs】



6. 都市形成の方向性（土地利用の方針）

本市の掲げるまちづくりのテーマ（将来像）を実現するためには、優れた自然環境を次の世代へ保全・継承し、本市の持つ地理的優位性を活かす「自然と調和のとれた都市」を計画的に形成していく必要があります。

市土は、現在及び将来における貴重な資源であることから、自然環境の保全と公共の福祉を基本として、快適な生活環境の確保と市域の均衡ある発展となる土地利用を図ります。

（1）自然との調和に配慮した土地利用

潤いと恵みをもたらす豊かな自然や優良な農地、美しい景観などの資源を次世代に継承していくため、無秩序な開発を防止して優良農地の確保や緑地などの維持・保全に努めるとともに、これらの豊かな自然を活かした土地利用を進めることで、環境との共生に配慮し、自然環境に負荷を与えない持続可能なまちづくりを図ります。

（2）良好な暮らしの形成をめざした土地利用

魅力的な「まちの顔」を創出する等の計画的な都市基盤の整備改善を進めるとともに、幹線道路沿いの高度有効利用等による計画的な産業拠点の形成を図り、積極的な土地利用を促進します。

また、地域特性に応じた良好な住宅地の形成や、暮らしを支える各種基盤施設の整備を進め、子どもから高齢者まで安全安心に暮らせる快適な居住環境の形成を図ります。

（3）土地利用の転換

社会経済情勢を踏まえ、市域のみならず広域的な視点に立ち、新たな活力を生み出すための適正な土地利用の転換を図ります。

(目的)

第1条 この条例は、基本構想の策定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、基本構想とは、市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想をいう。

(基本構想の策定)

第3条 市長は、基本構想を策定する。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、豊見城市議会基本条例（平成30年豊見城市条例第21号）第14条の規定に基づき、議会の議決を経なければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

豊見城市総合計画等審議会規則

平成16年12月28日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例（平成16年豊見城市条例第18号）第3条の規定に基づき、豊見城市総合計画等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 国土利用計画に関すること。
- (3) 地方版人口ビジョンに関すること。
- (4) 地方版総合戦略に関すること。
- (5) まち・ひと・しごと創生に関すること。
- (6) 前後各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業、教育又は金融に関し識見を有する者
- (3) 行政機関の職員
- (4) 市民又は市内に事業所を有する団体の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議長は、必要と認めるときは、他の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び審議会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務企画部企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

～省略～

(設置)

第 1 条 豊見城市の総合計画を策定するため、豊見城市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) その他総合計画策定について必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、企画部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

政策調整監 総務部長 市民部長 福祉健康部長 こども未来部長 都市計画部長 経済建設部長 上下水道部長 教育部長 消防長 議会事務局長 会計管理者
--

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

(関係者の意見の聴取等)

第 6 条 委員長は、委員会の会議に必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 7 条 委員長は、基本構想及び基本計画の策定に関し必要な調査研究のため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、課長及び班長の職にある者のうちから委員長が指名する者をもって構成する。ただし、委員長が必要と認めるときは、課長又は班長の職にある者以外の者を指名することができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(その他)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

～省略～

第5次豊見城市総合計画後期基本計画及び（仮称）豊見城市デジタル田園都市構想 総合戦略策定基本方針

1. 総合計画・総合戦略の策定について

第5次豊見城市総合計画は、本市のまちづくりの最上位の計画として、目指すべき将来像を明らかにする基本構想と、その実現のための方策を示す基本計画による構成とし、令和3年に策定されている。

基本構想の計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間。基本構想に示した将来像を実現するために必要な施策を体系的に示した基本計画は、基本構想計画期間の前半である令和3年度から令和7年度までの5年間に前期基本計画とし、第2期豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略も兼ねた計画として一体的に策定している。

今般の取り組みは、総合計画における後半の令和8年度から令和12年度までを期間とする後期基本計画及び総合戦略を一体的に策定するものである。

2. 計画の名称等

(1) 名 称

第5次豊見城市総合計画後期基本計画
（仮称）豊見城市デジタル田園都市構想総合戦略

(2) 期 間

令和8年度から令和12年度まで

3. 計画策定の基本方針

基本構想のまちづくりのテーマ「Welcome^{ウェルカム}な思いで ハートがつながり みんなで彩るまち とみぐすく」を実現するための3つの基軸と、5つの政策を基に後期基本計画及び総合戦略期間における施策を策定する。

前期基本計画の施策をベースとし、これまでの施策等の実施状況および前期基本計画策定以降の社会情勢や市の情勢等の状況変化を踏まえ、検討を行う。

また、国におけるデジタル田園都市国家構想総合戦略や新政権が打ち出す「地方創生2.0」の動向を注視し、県の沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県デジタル田園都市構想総合戦略）を勘案しながら策定することで、これまでの取組にデジタル技術を取り入れ、施策展開の加速化・深化を図る。

なお、基本構想について、想定される人口減少等の課題や市の情勢を勘案し、必要に応じ、追記修正等を検討する。

(1) 社会情勢や環境の変化への対応

将来の人口減少、少子高齢化の進展が懸念され、行政課題が高度化・複雑化するなか、総合的かつ計画的に効果を発揮する計画の策定を目指す。

多様化した行政ニーズや社会的な課題へ対応するため、地方創生の観点では、デジタル技術の活用が求められており、国際的な課題となる環境問題の観点では、GX（グリーントランスフォーメーション）といったカーボンニュートラルへの取り組みが求められることから、各分野が連動した施策を検討する。

(2) 実効性の確保

現在の行財政の状況を踏まえたうえで、実現可能な計画の策定を図る。ただし、策定にあたっては、各施策の必要性や緊急性についても考慮し、将来に負担を先送りしない持続可能な行財政運営を目指す。

(3) 民間活力の活用

各施策の策定において、民間活力の活用を積極的に検討し、行政だけでなく、各関係機関等が活躍し、地域経済が持続できる市民サービスを検討する。

(4) 活用性の確保

目標の達成状況を客観的に把握することができるよう、各施策について明確な指標を設定し、施策の進捗状況の管理及び評価への活用を行う。また、それらの結果を公表することで、市民との将来目標及び目標達成状況に係る情報共有ツールとしての活用を図る。

(5) 地域特性の反映

本市が有する自然的条件、歴史的条件及び社会的条件等諸条件を踏まえ、その特性を活かした自主性のある計画を策定する。

(6) 中長期的な視点の確保

実現したい将来像から課題解決へアプローチするバックカスティング思考を取り入れることで、目標の達成に向けたあらゆる手段や方法が検討され、広い視野で思考した実現性の高い計画を目指す。

(7) 市民ニーズの把握と職員参加

多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応するため、策定作業内容の公表や市民アンケートの実施、パブリックコメント等により、多くの市民の意見が計画に反映できるよう努める。また、計画の実効性・実現性をより高めるため、各施策に携わる職員の参加推進を図り、全庁体制で策定作業に取り組んでいく。

4. 計画策定の体制

計画策定の体制については、それぞれの役割を次のとおりとする。

(1) 豊見城市総合計画策定委員会

総合計画策定等に係る庁内における最上位の意思決定機関。副市長、部長級職員等により構成する。

(2) 豊見城市総合計画策定委員会部会

課長及び班長級職員等により構成し、各分野における具体的施策等について検討を行う。

(3) 豊見城市総合計画等審議会

市民代表や有識者等により構成し、市長からの諮問を受け、総合計画等について審議を行う。

(4) 事務局（豊見城市総務企画部企画調整課）

策定事務に係る庶務、総括等を担当する。

(5) コンサルタント等の活用

総合計画等策定作業の支援のためにコンサルタント等を活用する。

策定に係る業務の受託事業者を選定するにあたり、豊富な経験、高い専門知識、効率的かつ効果的に支援できる企画提案を広く募集し、業務履行に最も適した事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

本市をとりまく環境変化と本市の特性

1. 豊見城市をとりまく環境

(1) 人口動態変化の波（人口減少・超高齢社会）

日本国内では、既に人口減少社会に突入しており、東京一極集中なども含めて、地域的な人口の偏在も加速しつつあります。このような中、沖縄県においても、人口動態の転換期を迎えつつあり、今後10年にかけて減少に転じるとの推計もあり、特に65歳以上人口の割合はこれまでを上回るペースで上昇することが予想され、県民の生活のみならず、産業・経済の各分野への影響が懸念されています。

(2) 新たなライフスタイル（SDGsの展開）

世界的な潮流として、さまざまな施策展開において、SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）思考による行動や取組が求められています。

沖縄県でも「誰一人取り残さない社会」を目指しており、経済的な価値と同時にあらゆる社会的な価値も創造し、新たな価値観に基づく行動・取組を行うこととしています。

(3) テクノロジー進化の波（生活・社会・経済の変容と変革）

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大などを機に、さまざまな産業において、新たなデジタル技術等を使いこれまでにないビジネスモデルを展開する動きが加速しています。各企業では、急激な環境変化などに対応すべく、ビジネスでの競争力維持や強化、ビジネスモデル変革に向けて、デジタルトランスフォーメーション（DX: Digital Transformation）を進めているところです。このような中、生活行動の変容、価値観の多様化などにより、経済活動に加え、人々の働き方やライフスタイルにも変わりつつあります。こうした潮流がもたらす未来社会を見据えた取組が必要となります。

(4) 沖縄の優位性

本県においては、地理的優位性やソフトパワー等の比較優位を生かした仕組みづくりを継続する必要があります。目まぐるしい環境変化を踏まえながらも、ヒト・モノ・カネ・情報などが集うよう成長が著しいアジア地域等のニーズをキャッチアップし国内との結節点としての優位性を十分に発揮する必要があります。

2. 豊見城市の特性

(1) 産業構造の特徴

本市の産業構造について、事業所数（2024年）を用いて整理すると、卸売業・小売業が全体の約25.6%を占めており、医療・福祉が約15.2%、建設業が約11.3%、不動産業・物品賃貸業が約10.4%と続いています。沖縄県全体と比べてみると、卸売業・小売業（約+4.0ポイント）、運輸業・郵便業（約+1.8ポイント）、建設業（約+1.7ポイント）、不動産業・物品賃貸業（約+1.6ポイント）などの業種のウェイトが高くなっている一方で、宿泊業・飲食サービス業（約△3.4ポイント）、サービス業（他に分類されないもの）（約△1.4ポイント）などが低くなっています。さらに、全国との比較では不動産業・物品賃貸業（約+3.2ポイント）、建設業（約+1.7ポイント）、運輸業・郵便業（約+1.3ポイント）などで高く、製造業（約△5.0ポイント）、宿泊業・飲食サービス業（約△1.9ポイント）などで低くなっています。

事業所数・% (2024)		全国	沖縄県	豊見城市	全国	沖縄県	豊見城市
AB	農林漁業	40,589	572	13	1.1	1.5	0.8
C	鉱業・採石業・砂利採取業	1,446	33	0	0.0	0.1	0.0
D	建設業	357,652	3,776	183	9.6	9.7	11.3
E	製造業	295,055	1,632	47	7.9	4.2	2.9
F	電気・ガス・熱供給・水道業	12,010	80	3	0.3	0.2	0.2
G	情報通信業	82,804	850	20	2.2	2.2	1.2
H	運輸業・郵便業	114,307	1,006	71	3.1	2.6	4.4
I	卸売業・小売業	884,151	8,441	414	23.7	21.6	25.6
J	金融業・保険業	78,825	810	22	2.1	2.1	1.4
K	不動産業・物品賃貸業	266,824	3,447	168	7.2	8.8	10.4
L	学術研究・専門・技術サービス業	215,788	2,303	78	5.8	5.9	4.8
M	宿泊業・飲食サービス業	326,625	3,998	111	8.8	10.2	6.9
N	生活関連サービス業・娯楽業	204,779	2,032	72	5.5	5.2	4.5
O	教育・学習支援業	100,550	1,246	56	2.7	3.2	3.5
P	医療・福祉	414,580	5,453	246	11.1	14.0	15.2
Q	複合サービス事業	30,313	307	8	0.8	0.8	0.5
R	サービス業(他に分類されないもの)	300,576	3,036	103	8.1	7.8	6.4
合計		3,726,874	39,022	1,615	100.0	100.0	100.0

出典：総務省「令和6年経済センサス-基礎調査」より作成。

次に従業員数ベースでみると、ウェイトの高い順に医療・福祉が全体の約28.7%、卸売業・小売業が約20.8%、サービス業(他に分類されないもの)が約9.1%となっています。

沖縄県全体との対比では、医療・福祉(約+8.1ポイント)、運輸業・郵便業(約+4.0ポイント)、卸売業・小売業(約+1.5ポイント)などの業種が高くなっている一方で、宿泊業・飲食サービス業(約△3.6ポイント)、製造業(約△2.3ポイント)などが低くなっています。さらに、全国との比較では医療・福祉(約+13.5ポイント)、運輸業・郵便業(約+3.4ポイント)、卸売業・小売業(約+1.6ポイント)などで高く、製造業(約△12.0ポイント)、情報通信業(約△3.0ポイント)などで低くなっています。

総じてみると、生活支援などに関する業種のウェイトが相対的に高くなっている一方でモノづくりや観光関連の業種が低くなっています。

従業者数・% (2024)		全国	沖縄県	豊見城市	全国	沖縄県	豊見城市
AB	農林漁業	405,215	3,246	57	0.7	0.6	0.3
C	鉱業・採石業・砂利採取業	15,915	320	0	0.0	0.1	0.0
D	建設業	3,232,604	40,667	1,606	5.9	7.6	7.1
E	製造業	8,220,539	28,417	693	15.0	5.3	3.1
F	電気・ガス・熱供給・水道業	225,548	2,058	8	0.4	0.4	0.0
G	情報通信業	2,118,330	15,439	209	3.9	2.9	0.9
H	運輸業・郵便業	3,037,352	26,393	2,024	5.6	4.9	8.9
I	卸売業・小売業	10,468,777	102,912	4,693	19.1	19.3	20.8
J	金融業・保険業	1,438,220	11,379	199	2.6	2.1	0.9
K	不動産業・物品賃貸業	1,427,253	16,894	926	2.6	3.2	4.1
L	学術研究・専門・技術サービス業	2,158,346	19,252	439	3.9	3.6	1.9
M	宿泊業・飲食サービス業	4,220,352	60,500	1,736	7.7	11.3	7.7
N	生活関連サービス業・娯楽業	1,813,274	19,800	485	3.3	3.7	2.1
O	教育・学習支援業	1,871,984	18,780	814	3.4	3.5	3.6
P	医療・福祉	8,311,416	110,068	6,499	15.2	20.6	28.7
Q	複合サービス事業	389,042	5,302	165	0.7	1.0	0.7
R	サービス業(他に分類されないもの)	5,322,229	53,161	2,063	9.7	9.9	9.1
合計		54,676,396	534,588	22,616	100.0	100.0	100.0

出典：先と同じ。

(2) 豊見城市の位置づけ(本市のポジション)

本市の人口や世帯数等に関して、県統計資料でみると前者(65,889人)が6位、後者(28,690世帯)が9位と県内でも上位にあります。ちなみに人口構成については、住民台帳ベース(2025年1月時点)だと年少人口(0~14歳)12,119人および生産年齢人口(15~64歳)39,970人がともに6位、老年人口(65歳以上)13,800人も9

位となっています。人口の構成比で見ると、年少人口が18.4%（5位）、生産年齢人口が60.7%（11位）、老年人口が20.9%（40位）と相対的に老年人口のウェイトが低くなっています。

このような中、本市の人口増加率は県内でも上位にあり、出生率（千人当）が6位、県外からの転入率29位となっています。さらに、平均年齢は41.2歳で39位（沖縄県全体では43.5歳）、1世帯当り人員2.30人と県内で4位（沖縄県全体では2.08人）となっています。

続いて、住まいや経済等に関連する指標をみると、持ち家率が46.9%と県内29位（沖縄県全体だと46.4%）、民営の借家率は41.3%で10位（沖縄県全体では44.1%）となっています。

また、経済・産業に関する指標では、一人当たり市町村民所得は2,277千円と県内20位（沖縄県全体2,249千円）であり、民営の事業所数は2,265事業所と10位（沖縄県全体では63,593事業所）となっています。

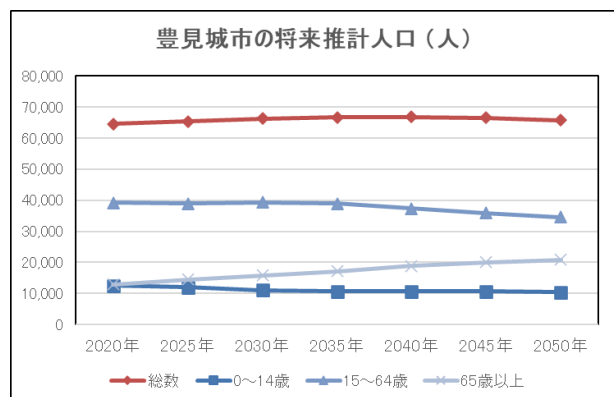
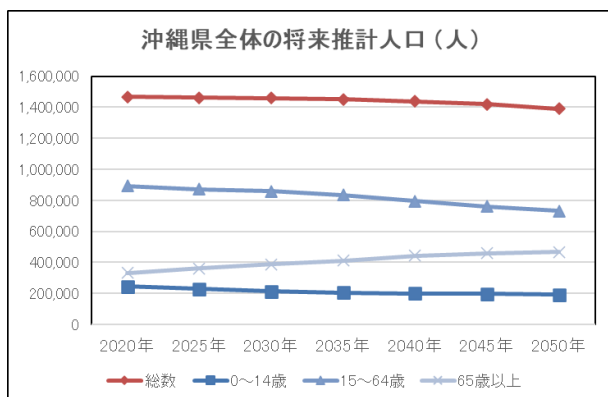
人口・世帯				生活・住まい・経済・産業等			
指標	年次	値	順位	指標	年次	値	順位
人口総数（人）	2025年1月	65,889	6	出生率（千人当）（%）	2023年	10.3	6
世帯数	〃	28,690	9	死亡率（千人当）（%）	〃	8.3	37
年少人口（人）	2025年1月	12,119	6	県外からの転入率（%）	2023年	1.7	29
生産年齢人口（人）	〃	39,970	6	県外への転出率（%）	〃	2.2	14
老年人口（人）	〃	13,800	9	平均年齢（歳）	2020年	41.2	39
人口増減率（%）	2024年	△ 0.3	22	1世帯当り人員（人）	2025年1月	2.30	4
年少人口割合（%）	2025年1月	18.4	5	市町村民所得（1人当）（千円）	2022年度	2,277	20
生産年齢人口割合（%）	〃	60.7	11	持ち家率（%）	2020年10月	46.9	29
老年人口割合（%）	〃	20.9	40	民営の借家率（%）	〃	41.3	10
				民営事業所数	2021年6月	2,265	10

出典：沖縄県統計課「100の指標からみた沖縄県のすがた（令和7年10月版）」より作成。

（3）人口動態について

国内における総人口は、おおむね横ばいで推移しながらも2011年以降減少し、今後も減少していくと見込まれています。他方、沖縄県の人口においても、減少傾向で推移しており、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研と略す。）「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によると、2050年時点の人口は2020年と比べ、東京都を除くすべての道府県で減少することが見込まれています*1。（*1：沖縄県「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（令和6年1月）」を参照した）

そのような中、本市においては、2020年の64,612人から2040年の66,861人をピークを向かえ*2、それ以降に減少に転じると見込まれており、県全体における人口のピークを20年ほど後に迎えることとなります。年齢階級別では、年少人口（0～14歳）は2020年、生産年齢人口（15～64歳）が2030年にピークとなっています。（*2：社人研による）ちなみに、人口動態については、将来の県民生活や産業活動にさまざまな影響を及ぼすことが考えられ、本市のみならず全県や国内の動向も注視する必要があります。



出典：国立社会保障・人口問題研究所、「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」。

第3期豊見城市地方創生総合戦略 【概要】

1. 人口ビジョン検証

(1) 第2期総合戦略時の人口推計との比較

- 第2期総合戦略策定時における国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した結果としては、2030年を68,366人、2040年を69,850人、2060年を67,384人の推計となっていた。
- 第3期総合戦略策定時における同推計結果としては、2030年に66,254人、2040年66,851人、2060年に62,995人と徐々に第2期を大きく下回る推計となっている。

(2) 要因分析

- 合計特殊出生率は、全国・沖縄県と同様に本市でも第2期よりも低い推計値となっている。
- 純移動率についても、第2期と比較して男女ともにマイナス傾向となっており、特に女性で20代後半、30代前半での減少が大きい。また、男性でも10代～30代前半にかけての減少が大きい。

(3) 人口ビジョン検証

- 合計特殊出生率の回復と、転出超過である性別・年齢別の抑制を図り、引き続き目標人口を70,000人とし、中長期的にこれを上回ることを目指す。

2. 第3期総合戦略の位置づけ

(1) 総合計画と一体とした位置づけ

- 本市の特性及び今後の時代の潮流を踏まえて、幅広い中長期的な観点での取組が求められていることから、第2期に引き続き総合計画と一体とした位置づけとする。

(2) 第2期総合戦略との違い(主な推進事項)

- 地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～(令和7年12月23日閣議決定)で掲げる「強い経済」「豊かな生活環境」「選ばれた地方」の3つの政策目標を踏まえ、本市においては主に以下の3点を取組を推進していく。「稼ぐまち」「少子化対策含む子ども若者支援」「地域づくり」

(3) 推進管理体制

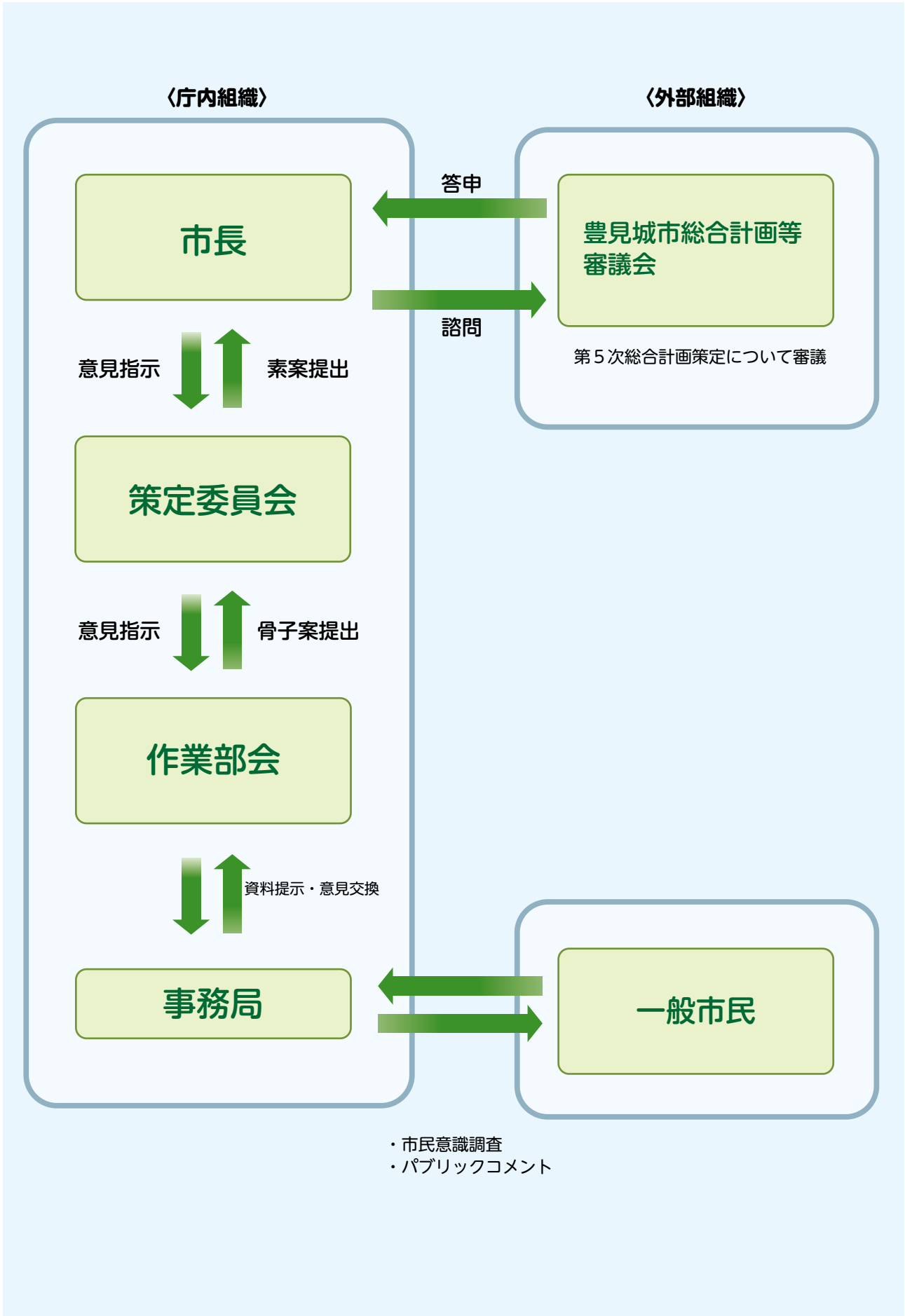
- 豊見城市総合計画等審議会による進捗管理
- 毎年、施策評価による点検・評価

3. 第3期総合戦略(第5次総合計画後期基本計画)の概要

基本目標(政策)	基本目標(政策)の概要
子どもが活きる夢と希望にみちたまち	親と子の成長支援・社会全体での子育て支援の充実とともに、充実した教育及び学習環境での学びや歴史文化を通じた郷土愛の醸成により、誰もが夢と希望にみちたまちを目指します。
健康で明るく、たがいに助け合うあたたかいまち	すべての市民が生涯、健康でいきいきと充実した生活を送れるように、ライフステージに応じた健康意識を高め、健康寿命の延伸、早世の予防、親と子の健やかな暮らしの実現に努めます。 また、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に正しく継承するとともに、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援し、地域のつながり、支え合いを向上させることで、たがいが助け合い、誰もが自分らしく生きられるあたたかいまちを目指します。
活気ある豊かなまち	市の立地特性を活かした高付加価値型産業の市内立地・集積を進めながら、農林水産業・商工業・観光業等の各産業分野においてはブランド化・六次産業化・デジタル化等の時代の変化に対応した価値創造に取組むとともに、多様な働き方が可能となる雇用環境を整えることで、活気に溢れた豊かなまちを目指します。
環境に優しい住みよいまち	身近な生活及び自然環境の保全やごみの資源化・減量化等による循環型社会の構築を図り、豊見城市らしい低炭素社会の実現による環境に優しいまちを目指します。 また、次世代にもみどりを引き継ぎながらも住みよいまちとすため、「まちの顔」等の市街地整備を進めながら計画的な土地利用を推進するとともに、市民生活を支える道路・公共交通・公園・緑地・上下水道等の都市基盤の整備を推進します。
安全安心な協働のまち	行政における限られた財源・人員等の効果的・効率的な活用を図りながら、市民への適切な情報発信に基づく市政への市民参画を進めるとともに、防災・防犯・交通安全等を始めとした地域の課題解決に向けて自治会、市民活動団体、非営利組織、ボランティア団体、企業等の多様な主体と協働で取組む、安全安心のまちを目指します。

- 基軸
- 地の利を活かして持続的に発展するまち とみぐすく
 - 誰もが安心して暮らせるまち とみぐすく
 - 子どもを産み育てやすいまち とみぐすく

後期基本計画（総合戦略）策定機構図



後期基本計画（総合戦略）策定の経緯

日付	策定の流れ	作業部会・策定委員会	審議会・庁議	市民意識調査／パブリックコメント	
令和六年度	1月				
	2月	第5次総合計画基本構想・前期基本計画の振り返り	2月17日～3月17日 【第1回作業部会】 ・前期基本計画の振り返り（評価）		
	3月			3月1日～21日 市民意識調査	
令和七年度	4月				
	5月	人口ビジョンの検証・見直し	5月23日 【第1回策定委員会】 ・前期基本計画（総合戦略）総括評価		
	6月		6月20日、27日、30日 【第2回作業部会】 ・課題、改善案の検討		
	7月		7月3日 【報告会】【第2回策定委員会】 ・前期基本計画の課題と後期基本計画で想定される取組の報告		
	8月	第5次総合計画・後期基本計画の骨子検討	8月29日 【第3回策定委員会】 ・後期基本計画で想定される課題と取組の確認		
	9月		10月10日 【第4回策定委員会】 ・後期基本計画体系案の確認	9月11日 【第1回審議会】 ・諮問 ・前期基本計画（総合戦略）総括評価 9月29日 【第2回審議会】 ・後期基本計画で想定される課題と取組の確認	
	10月		10月28日～11月7日 【第3回作業部会】 ・取組内容、目標指標設定	10月22日 【第3回審議会】 ・後期基本計画体系案確認	
	11月	基本計画とりまとめ	11月25日 11月27日 【第5回策定委員会】 ・後期基本計画素案確認		
	12月			12月4日 【第4回審議会】 ・後期基本計画素案確認	12月18日～1月16日 パブリックコメント
	1月		1月23日 【第6回策定委員会】 ・後期基本計画素案確認		
	2月	基本計画修正計画書制作		2月2日 【第5回審議会】 ・後期基本計画（案）の確認 2月9日 「後期基本計画（案）の策定について」 答申 2月16日 【庁議】 後期基本計画の確認	
	3月				

総合計画等審議会への諮問文



豊企企内第 70 号
令和 7 年 9 月 11 日

豊見城市総合計画等審議会会長 殿

豊見城市長 徳元 次人



諮 問

豊見城市総合計画等審議会規則第 2 条に基づき、下記事項についてご審議をお願いいたします。

記

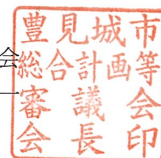
諮問事項 : 第 5 次豊見城市総合計画後期基本計画及び第 3 期豊見城市人口ビジョン・次期総合戦略の策定について



豊 総 審 第 5 号
令 和 8 年 2 月 9 日

豊見城市長 徳元 次人 殿

豊見城市総合計画等審議会
会 長 瀬 口 浩 一



第 5 次豊見城市総合計画後期基本計画
第 3 期豊見城市地方創生総合戦略案の策定について（答申）

令和 7 年 9 月 11 日付け豊企企内第 70 号により諮問のあった「第 5 次豊見城市総合計画後期基本計画及び第 3 期豊見城市人口ビジョン・次期総合戦略の策定について」について、豊見城市総合計画等審議会規則第 2 条の規定に基づき、本審議会において慎重に審議した結果、別添の第 5 次豊見城市総合計画後期基本計画・第 3 期豊見城市地方創生総合戦略案に下記の意見を付して答申いたします。

記

1. 基本計画の主旨と施策を広く市民、地域へ知ってもらうための効果的な周知に努めること。
2. 基本計画を実効性のある計画にするために、職員は本計画の内容に掲げられた各施策の熟知に努め、迅速かつ効果的な事業の実施に、全庁的に取り組むこと。
3. 基本計画の進捗状況について、毎年現状を分析し、課題を的確に把握するとともに、その課題の改善、解決に向けた対応方針を検討し、PDCAサイクルを確立させること。
4. 外部環境の変化や新たな課題が発生した場合に、その分析・判断に基づいて、迅速かつ柔軟に施策の見直しを図ること。

豊見城市総合計画等審議会委員名簿

任期：令和7年9月11日～令和9年3月31日

No.	所属	氏名	備考
1	琉球大学 国際地域創造学部 教授	おそぐち こういち 瀬口 浩一	経済政策
2	豊見城市教育委員会 教育委員	みやぎ のぶこ 宮城 伸子	教育
3	琉球大学 人文社会学部 教授	もとむら まこと 本村 真	子育て
4	琉球大学 工学部 教授	おの ひろこ 小野 尋子	都市計画
5	沖縄振興開発金融公庫	みやざと かずひろ 宮里 一弘	財政 金融機関
6	連合沖縄 (日本労働組合総連合会沖縄県連合会)	おおき しょうた 大木 庄太	労働団体
7	沖縄 IT イノベーション戦略センター	やまだ かずせい 山田 一誠	デジタル
8	沖縄県不動産鑑定士協会 (ニライカナイ・アセッツ・コンサルティング株)	たかひら こういち 高平 光一	士業
9	豊見城市社会福祉協議会 会長	もとそこ ひろひこ 本底 広彦	福祉
10	F Mとよみ 専務取締役	ひらた ちはる 平田 千春	メディア 防災
11	自治会長 (県営豊見城高層自治会)	たわた さとこ 多和田 聡子	地域
12	JA おきなわ豊見城支店 支店長	おおしろ なおと 大城 直人	農林・畜産 金融機関
13	豊見城市商工会 会長	うえはら なおひこ 上原 直彦	商工業
14	豊見城市観光協会 会長	もともり さとし 本盛 聡	観光

● SDGs と後期基本計画（総合戦略）との対応

	施策名	1 人々の 心と精神	2 健康 と福祉	3 健康な 生活	4 質の高い 教育	5 ジェンダー 平等	6 清潔な 水と衛生	7 エネルギー の安定供給	8 持続可能な 経済の成長	9 産業と 雇用	10 公平な 社会	11 持続可能な 都市とコミュニティ	12 持続可能な 消費と生産	13 気候変動 対策	14 海洋資源 の持続可能な開発	15 陸域生態系 の持続可能な開発	16 公正な 社会と法の支配	17 持続可能な パートナーシップ
1. 子どもが活きる夢と希望にみちたまち																		
1-1	子ども・若者の未来支援	●	●	●	●				●								●	
1-2	親と子の健康づくりの推進		●	●														
1-3	義務教育の充実			●														
1-4	地域文化の振興									●								
1-5	生涯学習社会の確立			●														
1-6	県外・国際交流の活性化			●														
1-7	スポーツ・レクリエーションの振興			●														
2. 健康で明るくたがいに助け合うあたがいまち																		
2-1	健康づくりの推進		●															
2-2	地域福祉のまちづくり	●		●							●						●	
2-3	男女共同参画社会の形成		●	●		●			●		●						●	
2-4	平和行政の推進			●														
2-5	高齢者福祉の充実			●														
2-6	障がい者福祉の充実			●					●		●							
3. 活気ある豊かなまち																		
3-1	農業の振興		●						●									
3-2	水産業の振興		●						●				●					
3-3	商工業の振興								●									
3-4	企業立地の支援								●									
3-5	観光・リゾート産業の振興								●									
3-6	雇用の安定								●									
4. 環境に優しい住みよいまち																		
4-1	環境の保全						●	●	●				●	●	●			
4-2	生活衛生の充実											●	●					
4-3	計画的な土地利用の推進										●	●						
4-4	調和のとれた市街地・まちなみの整備									●	●							
4-5	道路網等の整備									●	●							
4-6	公共交通サービスの維持・向上									●	●							
4-7	公園・緑地の整備										●							
4-8	水の安定供給						●											
4-9	下水道の整備・汚水処理の推進						●											
5. 安全安心な協働のまち																		
5-1	コミュニティの振興																	●
5-2	防災・危機管理の強化	●		●										●				
5-3	防犯・交通安全の推進			●														●
5-4	消防と救命救急体制の充実										●							
5-5	広報・広聴の推進																	●
5-6	行政運営・行財政改革の推進															●		●

第5次豊見城市総合計画

令和8年3月

発行：沖縄県豊見城市
沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1
電話 (098) 850-0364
編集：企画部 企画調整課

ウェルカム
Welcomeな思いで
ハートがつながり
みんなで彩るまち
とみぐすく

